

知っ得情報プラザ

忘れてませんか？ 年金に関する手続きはお早めに 市民課国民年金担当からのお知らせ



厚生年金から国民年金への切り替え届出が必要です。20歳以上60歳未満の方が勤めていた会社等を退職した場合、それまで加入していた厚生年金又は共済組合(第2号被保険者)から国民年金(第1号被保険者)へ切り替える届出が必要になります。

また、その退職した方に扶養されている配偶者も国民年金(第3号被保険者)から国民年金(第1号被保険者)へ切り替える届出が必要になります。年金手帳と退職した日付のわかる書類をご持参の上、早めに市役所又は社会保険事務所へ届出しましょう。

種別	対象者
第1号被保険者	自営業・自由業・学生・無職など
第2号被保険者	厚生年金・共済年金に加入している方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

退職等で国民年金保険料の納付が困難なときは...

国民年金保険料の納付が困難な場合、本人、配偶者及び世帯主の方の前年所得が一定額以下であれば、申請により保険料の全額又は一部が免除となる制度があります。

また、前年の所得に関わらず、退職、倒産、事業の廃止などの原因で所得が無くなったことにより保険料の納付ができなくなった方についても、その事実が確認できる書類を添えて申請すると、全額又は一部免除となる場合があります。

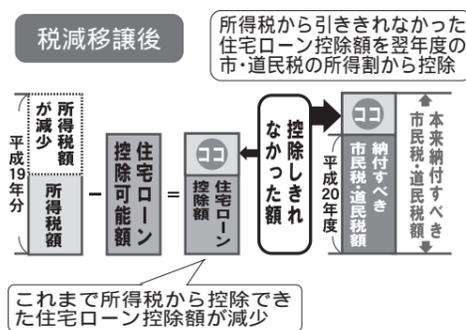


〇市・市民課保険給付係
42・1805
〇留萌社会保険事務所
43・7211

税源移譲に伴い、所得税から引ききれなかった住宅ローン控除を市・道民税から控除することができます。 税務課からのお知らせ



これまで住宅借入金等特別控除(以下住宅ローン控除)は所得税のみ適用される制度でしたが、平成19年度の税源移譲に伴い、住宅ローン控除の適用を受けていた方の中には、税源移譲前に比べて住宅ローン控除額が減少する場合があります。このため、住宅ローン控除額の減少部分について、申告により翌年度の市・道民税の所得割から控除することができます。



◆対象となる方
平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方
次の ①に該当する方
①税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方

②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

- ◆対象年度
平成20年度～平成28年度
- ◆申告期限 3月15日まで
(平成20年度分は3月17日(月)まで)
- ◆申告書の提出先
●収入が給与のみで年末調整されている場合
源泉徴収票を添付し ↓ 市・税務課
●確定申告書を添付する場合
確定申告書に申請書を添付し ↓ 税務署
申告書は市役所税務課と税務署窓口で配布しています。
毎年申告が必要となりますのでご注意ください。

記事誤りについて(お詫び)

広報の11月1日号のお知らせ記事、「要介護認定高齢者に発行します、障害者に準ずる認定書」について、電話番号に誤りがありました。ここに訂正し、お詫びいたします。

誤り: 42・0435
正: 42・1807
〇市・企画調整課
42・1809

社会保険庁では、基礎年金番号に結び付いていない年金記録の統合に向けた取り組みを実施しており、そのひとつとして皆様に「ねんきん特別便」を送付しております。「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している年金加入記録を皆様にお知らせし、ご自身で記録漏れがないかの確認をお願いすると共に、記録の訂正の有無について、ご返答いただくようご協力をお願いしております。結び付く可能性のある未統合の年金記録を探すためにも「ねんきん特別便」を確実に

「ねんきん特別便」をお届けしております

皆様の元にお届けする必要がありますが、基礎年金番号に登録されている住所又は氏名の変更がまだお済でない方へは「ねんきん特別便」をお届けすることができません。このような方は、お手数でも早急に住所又は氏名の変更手続きをお願いします。

「ねんきん特別便」に関するお問合せは...
留萌市大町3丁目 留萌社会保険事務所
43・7211



得 クイズもいっしょ

先月号のクイズの答えは、5人です。
(問題は、「新年特別企画「留萌の元気な食(職)人」では、水産加工業者や飲食店など、たくさんのお店が出店しています。「あっ！高橋市長もいるようですね。」市長はこの中に何人いるのでしょうか？」でした。)

今月号のクイズ
四島(しま)選れ！日本の声です叫びです。
北方領土の日は 月 日でしょうか？
(ヒント:12ページをご覧ください。)

編集・発行
留萌市政策経営室企画調整課
広報のいへのお問合せ
〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地『広報のいへ』係
0164-42-1809 / FAX0164-43-8778
ホームページ <http://www.e-rumoi.jp/>
Eメール kouchyou@e-rumoi.jp

クイズの応募方法
「答え、意見・要望、氏名、住所、性別、職業、電話、電子メールアドレス」を記入し、ハガキ、電子メール、FAXで上記まで送ってください。応募者の中から抽選で5名に「商品券」が当たります!!応募期限は2月25日です。

●人の動き●平成19年12月末現在、()は前月比

人	男	女	世帯
26,274 (-2)	12,729 (-4)	13,545 (-2)	12,657 (-4)

2008年2月号 / 通巻599号 印刷 / 留萌印刷株式会社
この広報誌は、再生紙を使用しています

冬道は滑るから、ゆっくり慎重に。しない、させない、飲酒運転